

協定説明書

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（設計）に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この協定説明書によるものとする

1. 公告日 令和8年1月28日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今井 勝一
福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（設計）に関する基本協定

(2) 基本協定（案）は、別添－1のとおりである。

(3) ここに記載のない基本協定の概要は、公告1. (2)～(7)のとおり。

4. 基本協定締結のために必要な要件

公告2. (1)～(8)のとおり。

5. 評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価の着目点		評価			
部門登録	建設コンサルタント登録等の状況	河川、砂防及び海岸・海洋部門の建設コンサルタント登録がある機関		河川、砂防及び海岸・海洋部門の建設コンサルタント登録なし	
		【A】		【－】	
近隣地域内業務の実績	平成27年度以降公告日までに完了した福岡県内における河川に関する設計業務、災害時における発注者の支援業務いずれかの実績	遠賀川河川事務所の業務実績がある	遠賀川河川事務所以外の国、県又は市町村等の業務実績がある	左記以外	
		【A】	【B】	【C】	
業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係除く）の過去2年間（令和5年度～令和6年度）の平均点（実績がない場合又は評定通知を受けていない場合は60点）	75点以上	70点以上 75点未満	60点以上 70点未満	60点未満
		【A】	【B】	【－】	【C】
表彰の実績(企業)	九州地方整備局（港湾空港関係除く）で過去2年間（令和6年度（令和5年度完了業務）～令和7年度（令和6年度完了業務））の土木関係建設コンサルタント業務「河川」の局長又は事務所長表彰の実績の有無	実績あり		実績なし	
		【A】		【－】	

評価の着目点		評価			
地域特性の把握	対象地域内における本店又は支店等営業所の有無	福岡県内に本店がある。	九州地方整備局管内に本店がある。	九州地方整備局管内に支店等営業所がある。	左記以外
		【A】	【B】	【－】	【C】
技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術者の配置	・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ・技術士（建設部門） ・土木学会認定技術者（特別上級、上級） 1名以上	・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：計画・調査・設計） ・RCCM ・土木学会認定技術者（1級） 1名以上	左記に該当しない	
		【A】	【B】	【C】	
継続的な営業に基づく信頼度	企業の信頼性が確保されることにより災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	福岡県内において30年以上の営業実績がある	福岡県内において15年以上の営業実績がある	福岡県内において15年未満の営業実績がある	
		【A】	【B】	【－】	

（２）評価方法

- ① 提出された申請書に基づき、A評価の数により優先順位を決定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ② A及びBが同数の場合は、業務成績順（過去2年間の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。
- ③ C評価があれば非選定とする。
- ④ 応募多数の場合には①～③を考慮し、上位から10社程度を選定することを想定している。

6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
 国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課 専門官（内線509）
 電話 0949-22-2035 FAX 0949-22-1855

7. 資料の作成及び提出

- （１）基本協定の締結希望者は、次に従い申請書及び資料等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書を提出することができる者は、申請書を提出するときにおいて、4.に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書及び資料等が提出場所に到達しなかった場合は、本基本協定を締結できない。

- ①提出期間： 令和8年1月28日（水）から令和8年2月12日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ②提出場所： 上記6.に同じ。
- ③提出方法： 以下の方法のいずれかにより提出する。
 - 1）持参又は郵送等
郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
 - 2）電子メール

工務課メールアドレス (qsr-onga_koumu01@mlit.go.jp) に提出する。なお、様式－１については会社の代表印を押印した資料のスキャンデータをPDFにして提出すること。

(2) 申請書は、様式－１により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は次に従い様式－２～３により作成すること。

項目	記載要領・留意事項
業務の実績 (企業) (様式－２)	① 近隣地域内業務の実績 - 平成２７年度以降公告日までに福岡県内で完了（再委託による業務の実績は含まない）し、引渡しがつんでいる契約金額が１００万円以上の河川に関する設計業務又は災害時等における発注者の支援業務の実績の中から１件記載すること。 - 業務実績対象発注機関は以下のとおり。 - 国：国土交通省、国土交通省以外の国の機関、独立行政法人、国所管の公益法人、旧公団（東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) - 県：県、政令指定都市、地方公共団体所管の公益法人・公社 - 市町村：政令指定都市以外の市町村、公益民間企業 - 実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。 - 実績として挙げた業務の業務評定点が６０点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予決令第８５条の基準に基づく価格（調査基準価格）を下回った業務の実績において、業務評定点が７０点未満の場合は、業務実績として認めない。
企業及び 技術者情報 (様式－３)	②建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況 - 河川、砂防及び海岸・海洋部門について、登録年月日、登録番号を記載する。その他の部門については記載する必要はない。 ③本店又は支店等営業所の所在地と営業年数 - 本店の所在地を記載すること。 - 福岡県内に本店又は支店等営業所が所在する場合、所在地と営業年数を記載すること。 ④災害発生時等緊急時に早急に対応ができる技術者 - 雇用する緊急時に早急な対応が可能な技術者を１名記載すること。 - 記載した技術者について、登録等証明書、認定書等資格を取得していることを証明する資料及び申請書の提出期限の日において雇用していることがわかる証明書（公的機関が発行した証明書等）を添付すること。（この証明に不必要な事項又は個人情報に黒塗りすること。） ⑤企業の優良表彰 - 九州地方整備局発注業務（港湾空港関係除く）で過去２年間（令和６年度（令和５年度完了業務）～令和７年度（令和６年度完了業務））の土木関係建設コンサルタント業務「河川」の局長又は事務所長表彰について１件記載すること。 - 記載した表彰について、表彰状等の写しを添付すること。なお、写しがないものは評価しない。

(4) 契約書等の写し

- 1) 上記(3)①の近隣地域内業務の実績として記載した業務に係わる契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(テクリス)」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- 2) 業務実績がテクリスに登録されていない場合、又は、テクリスに登録されている場合でも、上記(3)①に示した内容が判断できない場合は、契約書及び契約図書等の写しを提出すること。
- 3) 上記(3)①の実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が地方整備局以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。

(5) その他

- 1) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書は、返却しない。
- 3) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4) 申請書に関する問合せ先
6. に同じ。

8. 基本協定締結者の決定方法等

(1) 基本協定締結者の決定方法

申請書を評価し協定締結者として選定した者について、業務実績、災害調査の能力、地域の精進度等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

(2) 基本協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和8年3月11日(水)を予定している。

(3) 基本協定締結の期日

協定締結の期日については、令和8年3月23日(月)を予定している。

9. 基本協定の非締結者に対する理由の説明

(1) 基本協定の非締結者は、担当部局に対して非締結と決めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

①提出期限：令和8年3月16日(月)17時00分

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。

1) 持参又は郵送等

郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。

2) 電子メール

工務課メールアドレス(qsr-onga_koumu01@mlit.go.jp)に提出する。

(注) 電子メールにより提出した場合はメール送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和8年3月19日(木)までに説明を求めた者に対し、電子メール等により回答する。

10. 協定説明書に対する質問

- (1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ①提出期間：令和8年1月28日（水）から令和8年2月4日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
 - ②提出場所：上記6. に同じ
 - ③提出方法：以下の方法のいずれかにより提出する。
 - 1) 持参又は郵送等
郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
 - 2) 電子メール
工務課メールアドレス（qsr-onga_koumu01@mlit.go.jp）に提出する。
（注）電子メールにより提出した場合はメール送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。
- (2) (1) の質問に対する回答は、電子メール等により令和8年2月9日（月）までに行う。

1 1. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。